

# 小規模多機能ホーム のどか 運営規程

## 【小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護】

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 メディカルライフサポートが開設する小規模多機能ホームのどか（以下「事業所」という。）が行う、指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）について、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「介護サービス」という。）の提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対して、「通い」を中心として、要介護者等の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせる適切な介護サービスを提供することで、在宅生活の継続を支援することを目的とします。

### (運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

2 要介護者等に対して、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等の各種のサービスを提供することによって要介護者等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 : 小規模多機能ホーム のどか
- 二 所在地 : 長崎県佐世保市牧の地町 1490 番地 1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 : 1名 常勤（兼務）

管理者は、従業員の管理、業務実施状況の把握、その他の管理業務を一元的に行う。また、従業員に必要な指揮命令を行う。

管理者は、事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 : 1名 常勤(兼務)

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの利用に係る計画を作成する。

三 介護従業者(日中) : 通いサービス利用者3人に対して1名以上  
訪問サービス利用者対応として1名

四 介護従業者(夜間) : 宿泊サービス利用者に対して1名(夜勤)  
訪問サービス利用者対応として1名(宿直)

介護従業者は、登録者の居宅を訪問して介護サービスを提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し介護サービスを提供する。

看護職員は、登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

一 営業日 : 一年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)

二 サービス提供基本時間 :

ア 通いサービス 午前6:00~午後9:00まで

イ 宿泊サービス 午後9:00~午前6:00まで

ウ 訪問サービス 24時間

### (登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

一 登録定員 : 29名

二 通いサービス定員 : 15名

三 宿泊サービス定員 : 5名

### (居宅介護の内容)

第7条 提供する介護サービスの内容は次のとおりとする。

一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

2 サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

### (小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、介護サービスの提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 介護サービスの提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活をおくることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

### (介護サービスの利用料その他の費用の額)

第9条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領のサービスの場合は、利用料の1割を本人負担額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

一 食事代 朝食 360円 昼食 560円 夕食 610円

二 宿泊費 一泊につき 1,500円

三 オムツ代、尿取りパット代 実費

四 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う介護サービスに要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。

五 前項に掲げるもののほか、介護サービスの中で提供されるサービスの内、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとします。

### (通常の事業実施区域)

第10条 通常の事業を実施する地域は、佐世保市（宇久町を除く）の区域とする。

### (サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとします。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合は

あること。

- 二 利用日当日に利用を中止する場合には、前日もしくは当日午前8時までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- 四 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にしたうえで利用すること。
- 五 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- 六 緊急時の連絡先を必ず申し出ること。
- 七 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。
- 八 第15条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

#### **(緊急時等における対応方法)**

第12条 従業者は、介護サービスの提供中に、利用者の体調、病状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医に対する連絡が困難である場合には、事業所が定めた協力医療機関に連絡を取り、緊急搬送等の適切な措置を講ずるものとする。

#### **(事故発生時の対応)**

第13条 当事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族への連絡及び市町村等の関係機関への報告を迅速に行います。

- 2 当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当社加入の保険によりその損害賠償を速やかに行うものとする。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

#### **(苦情等への対応)**

第14条 当事業所は、自ら提供した介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとし、その解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記載するものとする。
- 3 当事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

### **(非常災害対策)**

- 第 15 条 介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力期間等との連携方法を確認し、計画的な防災訓練と設備改善を図り、非常災害時には避難等の指揮を執る。
- 2 非常災害に備え、少なくとも年 2 回以上の避難訓練を実施する。

### **(運営推進会議)**

- 第 16 条 当事業所の行う介護サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の向上を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議の開催は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び介護サービスについて知見を有するものとする。
  - 3 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に一回以上とする。
  - 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

### **(その他運営にあたっての重要事項)**

- 第 17 条 当事業所は、社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、適切なサービス提供が行えるよう、職員の勤務体制を整えます。
- 2 従業者は、その業務上知り得た秘密を漏洩しません。また、従業者との雇用関係が終了した場合においても、管理者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととします。
  - 3 従業者は、当該利用者から金品、その他の財産上の利益を供与してはならない。
  - 4 従業者は、利用者に対して、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社メディカルライフサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

一部改正 平成27年6月1日

第6条 第一項 登録定員を29名に変更

平成27年8月1日

第4条 第一項 ホーム長を施設長に変更

第9条 利用者負担額の変更

一部改正 平成29年3月1日

第5条 第二項 サービス提供基本時間の変更

一部改正 令和元年10月1日

第9条 第一項 食事代の変更

一部改正 令和3年7月1日

第5条 第二項 サービス提供基本時間の変更